

## 預金口座へのマイナンバー届出と個人番号の利用目的の追加について

### 【預金口座へのマイナンバー届出について】

平成30年1月1日より、預金口座への個人番号（マイナンバー）・法人番号の付番が開始されました。

つきましては、新規で預金口座を開設されるお客様や、口座をお持ちのお客様に個人番号・法人番号の届出をお願いすることがありますので、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

### 【個人番号（マイナンバー）利用目的の追加について】

福岡信用金庫では、平成30年1月1日から預金口座付番が開始されたことに伴いまして、個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）の追加変更を行いましたのでお知らせ致します。

#### B. 個人番号の利用目的

1. 出資配当金の支払いに関する法定書類作成・提供事務のため
2. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
3. 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
4. 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
5. 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
6. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
7. 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
8. 預金口座付番に関する事務のため

福岡信用金庫